

2023年9月21日

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律違反及び 違反の嫌疑に係る告発について

関東東北産業保安監督部は、9月19日(火曜日)、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(以下「特監法」という。)違反及び違反の嫌疑で、神奈川県内の特定工事事業者を神奈川県神奈川警察署に告発しました。

1. 犯則事実

(1) 被告発人は、令和4年5月下旬、神奈川県川崎市内の個人宅において、特監法第3条で規定する特定ガス消費機器(一部の給湯器等)の設置又は変更の工事(特定工事)の監督の義務を果たさずに給湯器の設置の工事を行うとともに、特定工事を施工したときに同法第6条で規定する特定工事事業者の氏名又は名称、施工年月日等の表示の義務を果たさなかった疑い。

(2) また、上記(1)に対して、関東東北産業保安監督部が特監法第7条及び同法施行令第4条第3項の規定に基づき特定工事の施工実績等について報告徴収を実施したところ、当該報告を行わず、同法第7条に違反したものの。

2. 関連条文(別紙1)

特監法第3条(特定工事の監督)
同法第6条(表示)
同法第7条(報告の徴収)
同法第10条、第11条、第13条(罰則)

3. 消費者への注意喚起(別紙2)

特定ガス消費機器の設置又は変更の工事を行う際には、特定工事の監督の資格をもった者による監督又は工事が必要であること、また、特定工事事業者の氏名又は名称、施工年月日等の表示を付さなければならないことについて、消費者向け注意喚起リーフレットにより周知します。

(本発表資料のお問合せ先)
経済産業省関東東北産業保安監督部
保安課長 小林 眞一
担当者: 田中、櫻井
電話: 048-600-0416(直通)
メール: bzl-kanto-hoanka★meti.go.jp
※[★]を[@]に置き換えてください。

(別紙1)

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)(抄)

(特定工事の監督)

第3条 特定工事の事業を行う者(以下「特定工事事業者」という。)は、特定工事を施工するときは、特定工事がガス事業法第六十二条又は液化石油ガス法第三十八条の二の規定に適合することを確保するため、これを、経済産業省令で定めるところにより、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら特定工事を行う場合は、この限りでない。

(表示)

第6条 特定工事事業者は、特定工事を施工したときは、経済産業省令で定めるところにより、当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

(報告の徴収)

第7条 経済産業大臣は、特定工事に係るガスによる災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、特定工事事業者に対し、特定工事の施工に関し、報告をさせることができる。

(罰則)

第10条 第三条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

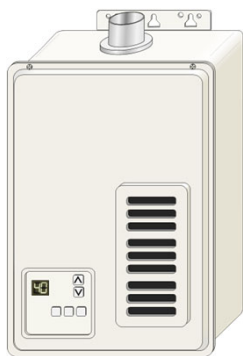
第11条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第13条 第六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

ガス消費機器の設置や取替をされる消費者の方へ

ガス湯沸器やガスふろがまを屋内に設置 する場合には、**工事監督者の資格証と 氏名等の表示の貼付を確認**して下さい！

- 給排気設備に不備があると**一酸化炭素中毒を引き起こす恐れがある**ことから、ガス湯沸器（小型湯沸器を除く）、ガスふろがまを屋内に設置する場合又は変更の工事を行う場合、「**特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律**」（特監法）により、**国家資格**（「ガス消費機器設置工事監督者」又は「液化石油ガス設備士」）を有する者が**実地に監督**するか又は**自ら施工**する必要があります。
- また、施工したときには、ガス消費機器の見やすい場所に**工事監督者の氏名等の表示**を付さなければなりません。




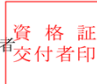
＜ガス湯沸器（強制排気式）＞





＜ガスふろがま（自然給排気式）＞

資格証の例

ガス消費機器設置工事監督者

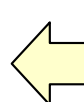
ガス消費機器設置工事監督者資格証	
	資格証の番号 123456789
	氏名 経済 太郎
	生年月日 昭和〇年〇月〇日
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第12条の規定によりこの資格証を交付する。 平成〇年〇月〇日 資格証交付者 	

液化石油ガス設備士

液化石油ガス設備士免状	
	免状の番号 123456789
	氏名 経済 太郎
	住所 〇〇県〇〇市〇〇xx-xx-xx
	生年月日 昭和〇年〇月〇日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定によりこの免状を交付する。 平成〇年〇月〇日 〇〇県知事 	

表示の例

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事業者の氏名 又は名称及び連絡先	(株) 経済産業工務店 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監督者の氏名	経済 太郎
資格証の番号	123456789
施工内容及び 施工年月日	機器及び排気筒設置工事 令和〇年〇月〇日



ガス消費機器本体
 や排気筒に貼付が
 必要